

支 払 基 金
平成 2 9 年 2 月 1 4 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、今回公表するマスターは、平成 2 9 年 2 月 1 5 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 7 0 2 1 5」に設定し収載しております。

記

平成 2 9 年 2 月 1 4 日付け厚生労働省告示第 3 3 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：1 7 コード）